

地域未来投資促進法における 連携支援計画のガイドライン

令和 3 年 4 月
経 済 産 業 省
地域経済産業グループ
地域未来投資促進室

— 目次 —

第1 連携支援計画の作成について	1
I 必須記載事項	
1 連携支援事業の目標	1
2 連携支援事業の内容及び実施時期.....	2
3 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項	2
II 任意記載事項	
1 補助金等交付財産の活用に関する事項.....	3
第2 連携支援計画の承認について	4
1 基本方針に照らした適切性	4
2 円滑かつ確実な実施見込み	4
第3 連携支援計画の変更の承認について	5
第4 連携支援計画の承認の取消しについて	6
第5 連携支援事業の実施状況の報告について	7
1 連携支援事業の目標の達成状況	7
2 実施した連携支援事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容	7
第6 連携支援計画に関する手続について	8

第1 連携支援計画の作成について

連携支援計画の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

I 必須記載事項

1 連携支援事業の目標

連携支援事業の目標として、基本方針第2イ(2)に基づいて、次の事項について記載すること。

① 支援対象とする事業分野

- －地域経済牽引事業を促進する観点から、主に連携支援事業を実施すると想定される地域において、当該地域の特性及び課題並びに当該地域に所在する地域経済牽引支援機関の機能や様態等を踏まえ、当該連携支援事業が支援対象とする事業分野について記載すること。
- －なお、主に連携支援事業を実施すると想定される地域において、同意基本計画が作成されている場合は、当該同意基本計画の「5(1)地域の特性及びその活用戦略」との整合を図ること。
- －また、主に連携支援事業を実施すると想定される地域において、同意基本計画が存在しない場合は、その後、当該地域の基本計画が同意された時点で、当該同意基本計画の「5(1)地域の特性及びその活用戦略」との整合を図ること。

② 地域における産学官金の地域経済牽引支援機関の連携による支援体制の構築

- －現状の地域における支援体制の状況を踏まえつつ、当該地域の産学官金の地域経済牽引支援機関の連携によって、支援体制を構築する旨及びその方法を記載すること。

③ 地域の地域経済牽引支援機関の役割と責任の明確化

- －連携支援事業を共同で実施する地域経済牽引支援機関の役割と責任を明確化することによって、効果的に連携支援事業を行う旨を記載すること。

④ 地域内で不足する支援機能の地域外からの補完

- －「① 支援対象とする事業分野」と地域に存在する地域経済牽引支援機関の支援機能及び能力を比較し、具体的にどのような支援機能が不足しているか分析し、その機能を地域外から補完する旨及びその方法を記載すること。

⑤ 想定する支援件数

- －連携支援事業における支援が想定される地域経済牽引事業の件数(支援件数)を記

載すること。

※ 支援件数については、年度当たり及び連携支援事業の実施時期を通じた件数を記載すること。

⑥ その他

ー上記事項以外に、連携支援計画の承認に係る審査に必要な事項を記載すること。

2 連携支援事業の内容及び実施時期

連携支援事業の内容について、当該連携支援事業を共同で実施する地域経済牽引支援機関が提供できる支援機能を考慮し、支援機能の全体像を記載すること。

また、連携支援計画の実施期間は5年（承認の日から5年を経過する日が属する年度末）を原則とする。5年よりも短期又は長期の実施期間を設定する場合には、当該連携支援計画の実施期間の合理性について記載すること。なお、当該連携支援計画の実施期間は、「本計画の実施期間は承認の日から〇年度末日までとする。」と正確に記載すること。

主に連携支援事業を実施すると想定される地域において、同意基本計画が作成されている場合は、当該同意基本計画の計画期間と整合を図ること。

また、主に連携支援事業を実施すると想定される地域において、同意基本計画が存在しない場合は、その後、当該地域の基本計画が同意された時点で、当該同意基本計画の計画期間と整合を図ること。

3 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項

(1) 連携支援事業を共同で実施する地域経済牽引支援機関の名称及び住所並びにその代表者名並びに当該地域経済牽引支援機関の役割

連携支援事業を共同で実施する地域経済牽引支援機関について、地域経済牽引支援機関ごとに、①名称、②住所、③代表者名、④役割を記載すること。

また、1の欄は代表者が記入し、2以降の欄は代表者以外が記入を行うこと。地域経済牽引支援機関は、連携支援事業の実施に真に必要な支援機関のみに絞り、具体的な役割を記載すること（単に構成員という記載は不可）。

地方公共団体の運営する公設試験研究所の場合、「●●県公設試験研究所」などと記載し、運営主体の地方公共団体を明示的に把握できるようにすること。

(2) 連携支援事業を共同で実施する地域経済牽引支援機関の相互の提携又は連絡に関する事項

連携支援事業の円滑な実施のために、地域経済牽引支援機関間で行う相互の連携又は連絡に関する具体的な方法について記載すること。

※ 具体的には、連携協定の締結や定期的な情報交換、連携事業の実施方針の確認のための定期的な会議の開催などが想定される。

II 任意記載事項

1 補助金等交付財産の活用に関する事項

連携支援事業を行おうとする者に地方公共団体を含む場合であって、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第34条に基づく財産の処分の制限に係る承認手続の特例を活用しようとする場合、当該特例の対象となる補助金等交付財産について、補助金等交付省庁、補助金等の名称を記載すること。

申請に当たっては、当該連携支援事業を行おうとする地域経済牽引支援機関が転用しようとする補助金等交付財産に関する補助金等を交付した各省庁の補助金等交付財産の転用に係る申請書を添付すること。また、必要に応じ図面や写真を添付するなど、資料により補助対象施設の現状が分かるようにすること。

また、本特例を活用しようとする場合、地域経済牽引支援機関は補助金等を交付した各省庁から追加的に資料を求められることがある点に留意すること。

第2 連携支援計画の承認について

連携支援計画の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

1 基本方針に照らした適切性

法第31条第4項第1号の基準は、以下の観点から確認するものとする。

- (1) 当該連携支援計画において、連携支援事業の目標、連携支援事業の内容及び実施時期、連携支援事業を実施する者の役割分担並びに相互の提携又は連絡に関する事項について、基本方針を踏まえて適切な内容が記載されていること。

2 円滑かつ確実な実施見込み

法第31条第4項第2号の基準は、以下の観点から確認するものとする。

- (1) 想定される事業分野に沿った支援内容が確保されていること。
- (2) 地域経済牽引支援機関間での役割分担が適切になされ、責任体制が明確になっていること。
- (3) 地域経済牽引支援機関間での連携を確保するため、相互の提携又は連絡に関する事項に適切な内容が記載され、地域経済牽引支援機関間で密接な連携が実現される可能性が高いこと。

※ 貸借対照表及び損益計算書の添付

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令（以下「省令」という。）第1条第2項に規定する主務大臣が必要と認める場合は、例えば、連携支援事業を円滑かつ確実に実施するために財務状況等の確認が必要と認められる場合を指す。

第3 連携支援計画の変更の承認について

法第32条第3項において準用する法第31条第4項に基づく連携支援計画の変更の承認に当たっては、「第2 連携支援計画の承認について」を準用するものとする。

第4 連携支援計画の承認の取消しについて

主務大臣は、承認を受けた連携支援計画の円滑な遂行に著しい支障が生じており、連携支援事業が実施されておらず、又は当該連携支援事業が法、基本方針若しくは本ガイドラインの基準に該当せず、若しくは該当しなくなると認めるときは、法第32条第2項の規定に基づき、その承認を取り消すことができる。

承認を受けた連携支援計画の取消しに当たっては、当該連携支援計画の承認をした主務大臣間で連絡調整を図った上で、取消しの理由を付して、取消しの処分がなされた旨を申請者たる地域経済牽引支援機関に通知するものとする。

なお、国においては、法の目的を達成する観点から、承認の取消事由が生じる前に、法第40条に基づく指導及び助言により適切な事業執行を促していくこと等を通じて、連携支援事業が円滑に実施されるようにしていくことが望ましい。

第5 連携支援事業の実施状況の報告について

承認地域経済牽引支援機関が各事業年度に報告する実施状況報告書の作成に当たっては、次の事項に留意すること。なお、連携支援事業を実施しなかった年度においては実施状況報告書の提出を不要とする。

1 連携支援事業の目標の達成状況

承認地域経済牽引支援機関は、各事業年度で実施した連携支援事業に係る目標の達成状況を記載すること。なお、記載に当たっては、承認連携支援計画「I 1 連携支援事業の目標」に記載した内容との整合を図ること。

2 実施した連携支援事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容

承認地域経済牽引支援機関は、各事業年度で実施した連携支援事業に係る事業内容を記載すること。なお、記載に当たっては、承認連携支援計画「I 2 連携支援事業内容及び実施期間」に記載した内容との整合を図ること。

※ 貸借対照表及び損益計算書等の提出

省令第3条第2項に規定する主務大臣が必要と認める場合は、例えば、連携支援事業を円滑かつ確実に実施するために財務状況等の確認が必要と認められる場合を指す。

第6 連携支援計画に関する手続について

以下に掲げる連携支援計画に関する手続については、電子メールでの提出を可能とする。電子メールで提出する場合は、必要事項を記載した申請書等のデータをPDF形式に変換した上で添付すること。

- ・連携支援計画の承認の申請
- ・連携支援計画の変更の承認の申請
- ・連携支援計画の実施状況の報告

※ 地方公共団体が発出する申請書等（例：連携支援計画の承認の申請書）について、各地方公共団体において定められている公印規程等の取扱いに基づき、公印省略とすることができる。